

# 定 款

平成 26 年 3 月 10 日 定 款 作 成

平成 26 年 3 月 14 日 公 証 人 認 証

平成 26 年 3 月 20 日 会 社 設 立

一般社団法人熊野レストラン

# 一般社団法人熊野レストレーション定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人熊野レストレーションと称する。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を三重県熊野市飛鳥町佐渡477番地に置く。

2 この法人は、社員総会の議決により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** この法人は、県内はもとより、全国の山林里山ボランティア活動団体等と相互に交流を重ね、活動団体の広がりや活性化を促進し、及び互いに協力しながら、世界遺産にも登録されている、紀伊半島をはじめとする、総じて熊野と呼ばれるこの地域の山林里山の保全再生活動、及び普及啓発活動を実施する。また、とくに活動拠点となる東紀州地域の山林里山を再生し、生物多様性の保全、地下水の保全及び活力ある生産・生活の場を創出する。また、自然災害発生時は、災害支援のネットワークを構築し、わが国では稀である、チェンソーという特殊資機材を使用した災害救援活動、及び災害ボランティアを視野に入れて活動する。

### (活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 山林里山活動団体間の交流の促進に関すること
- (2) 山林里山活動の活性化を図るための施策の検討に関すること
- (3) 山林里山活動の活性化を図るための広報及び啓発活動に関すること
- (4) 山林里山活動の人材養成のための講座、研修会等の開催に関すること
- (5) 山林里山活動団体相互の連絡調整に関すること
- (6) 災害支援ネットワークの構築と、防災・減災活動の啓発活動に関すること
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業に関すること

### (事業の種類)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林里山保全事業
- (2) 中山間地域支援事業
- (3) 森林レクレーション事業
- (4) DRT(Disaster Relief Team：災害援助隊)事業

## 第3章 社員

### (社員資格の取得)

**第6条** この法人の目的に賛同し、この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人に次の社員を置く。

(1) 正社員 この法人の事業に賛同して入会した個人

(2) 賛助社員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

3 前項の社員のうち、正社員をもって一般法人法に関する法律上の社員とする。

#### (経費の負担)

**第7条** 社員は、この法人の目的を達成するため、事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を追う。

#### (任意退会)

**第8条** 社員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (社員の資格の喪失)

**第9条** 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### (除名)

**第10条** 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えるなければならない。

#### (名簿)

**第11条** この法人は、社員の名前又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

**第12条** 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (社員総会)

**第13条** 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (権限)

**第14条** 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 社員の除名
- (4) 事業計画及び年度予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び年度決算に関する事項
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款に定められた事項

#### (開催地)

**第15条** 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

2 社員総会は、理事会が認めた場合は、指定された場所で開催することができる。

#### (開催の種別)

**第16条** 定時社員総会は、毎年1回開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第25条第1項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (招集)

**第17条** 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

**第18条** 社員総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

#### (定足数)

**第19条** 社員総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (議決権)

**第20条** 社員総会における議決権の数は、会員1名につき、1個とする。

2 社員総会における議決事項は、第17条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

#### (表決権)

**第21条** 各社員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第22条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員)

**第23条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を代表、2名以内を副代表とする。

3 前項の代表をもって、一般法人法上の代表理事とする。

### (役員の選任)

**第24条** 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事の1名は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、現理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (職務権限)

**第25条** 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表事が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (役員の任期)

**第26条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠のため、選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

### (欠員補充)

**第27条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員の解任)

**第28条** 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

#### (報酬等)

**第29条** 理事又は監事に対しては社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (役員等の損害賠償責任及び責任の一部免除)

**第30条** 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

### 第6章 理事会

#### (構成)

**第31条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

**第32条** 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表、副代表の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第30条第2項の責任の免除

#### (開催)

**第33条** 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第1項第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも1週間までに通知しなければならない。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故があるときは、理事会において理事の中から議長を選出する。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(表決権)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

**第39条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第40条** この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

#### (予備費)

**第41条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

**第42条** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

**第43条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

#### (余剰金の分配)

**第44条** この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

#### (特別な利益の禁止)

**第45条** この法人は、この法人の社員、役員又は使用人若しくはこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

#### (臨機の措置)

**第46条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散

### (定款の変更)

**第47条** この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決によって変更することができる。

### (解散)

**第48条** この法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産)

**第49条** この法人は、解散したときに残余財産があるときは、国もしくは地方公共団体または次に掲げる法人に帰属する。

- (1) 公益社団法人または公益財団法人
- (2) 公益認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

**第50条** この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、事務所所在地において発行する地元発行新聞に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置)

**第51条** この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

**第52条** 事務局長及び職員の任免は、代表が行う。

### (法人及び運営)

**第53条** 事務局の法人及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第11章 雜 則

### (細則)

**第54条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 第12章 附則

### (施行)

**第55条** この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立時役員)

**第56条** この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事 端無 徹也

設立時理事 澤田 貴之

設立時監事 中植 重治

(設立時社員)

**第57条** この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

三重県熊野市飛鳥町佐渡462番地

設立時社員 端無 徹也

兵庫県丹波市青垣町口塩久347番地

設立時社員 澤田 貴之

大阪府豊能郡能勢町山辺1061番地

設立時社員 中植 重治

(法令の準拠)

**第58条** 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(年会費)

**第59条** この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

社員

個人 3,000円

賛助社員（個人・団体）一口以上

個人 一口 3,000円

団体 一口 10,000円